

令和 7 年 9 月 2 日

令和 7 年第 3 回奥多摩町議会定例会会議録

令和 7 年 9 月 2 日 開会

令和 7 年 9 月 12 日 閉会

西多摩郡奥多摩町議会事務局

令和7年第3回奥多摩町議会定例会 会議録

1 令和7年9月2日午前10時00分、第3回奥多摩町議会定例会が奥多摩町議会議場に招集された。

2 出席議員は次のとおりである。

第1番	榎戸 雄一君	第2番	伊藤 英人君	第3番	森田 紀子君
第4番	相田恵美子君	第5番	大澤由香里君	第6番	澤本 幹男君
第7番	小峰 陽一君	第8番	宮野 亨君	第9番	高橋 邦男君
第10番	原島 幸次君				

3 欠席議員は次のとおりである。

な し

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 原島 保君 議会係長 小峰 典子君

6 地方自治法第121条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

町 長	師岡 伸公君	副 町 長	井上 永一君
教 育 長	野崎喜久美君	企画財政課長	杉山 直也君
総 務 課 長	山宮 忠仁君	住 民 課 長	岡部 優一君
子育て定住推進課長	河村 寿仁君	福 祉 保 健 課 長	須崎 洋司君
観 光 産 業 課 長	大串 清文君	自然公園施設担当課長	新島 和貴君
環 境 整 備 課 長	坂村 孝成君	環 境 担 当 主 幹	坂本 秀一君
会 計 管 理 者	岡野 敏行君	教 育 課 長	清水 俊雄君
病 院 事 務 長	岡部 勝 君		

令和7年第3回奥多摩町議会定例会議事日程〔第1号〕

令和7年9月2日（火）

午前10時00分 開会・開議

会 期 令和7年9月2日～9月12日（11日間）

日程	議案番号	議 案 名	結 果
1	——	議長定例町議会開会・開議宣告	——
2	——	3 番 森 田 紀 子 議員 会議録署名議員の指名 4 番 相 田 恵美子 議員	
3	——	会期の決定について	決定
4	——	議会関係諸報告	——
5	——	町長あいさつ	——
6	議案第40号	奥多摩町町税賦課徴収条例の一部を改正する条例	原案可決
7	議案第41号	奥多摩町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
8	議案第42号	奥多摩町高校生等の医療の助成に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
9	議案第43号	奥多摩町子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
10	認定第1号	令和6年度奥多摩町一般会計歳入歳出決算の認定について	決 算 特 別 委員会付託
11	認定第2号	令和6年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について	決 算 特 別 委員会付託
12	認定第3号	令和6年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について	決 算 特 別 委員会付託
13	認定第4号	令和6年度奥多摩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	決 算 特 別 委員会付託
14	認定第5号	令和6年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	決 算 特 別 委員会付託
15	認定第6号	令和6年度奥多摩町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	決 算 特 別 委員会付託
16	認定第7号	令和6年度奥多摩町下水道事業会計決算の認定について	決 算 特 別 委員会付託

日程	議案番号	議 案 名	結 果
17	認定第 8 号	令和 6 年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計決算の認定について	決 算 特 別 委員会付託
18	報告第 2 号	令和 6 年度決算における奥多摩町健全化判断比率の報告について	——
19	報告第 3 号	令和 6 年度決算における奥多摩町資金不足比率の報告について	——
20	報告第 4 号	奥多摩町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価（令和 6 年度分）の報告について	——
21	議案第 44 号	奥多摩町教育委員会教育長の任命の同意を求めることについて	原案同意
22	議案第 45 号	奥多摩町教育委員会委員の任命の同意を求めることについて	原案同意

(午後 1 時 35 分 散会)

午前 10 時 00 分開会・開議

○議長（小峰 陽一君） これより令和 7 年第 3 回奥多摩町議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

日程第 2 会議録署名議員の指名を議題とします。

本件につきましては会議規則第 122 条の規定により議長において指名します。

本定例会の会議録署名議員に、

3 番 森田紀子議員、

4 番 相田恵美子議員

を指名します。

次に、日程第 3 会期の決定についてを議題とします。

本件につきましては去る 8 月 28 日、議会運営委員会が開かれ、本定例会の運営について協議が行われておりますので、その結果を議会運営委員会委員長、宮野亨議員よりご報告をお願いします。宮野亨議員。

〔議会運営委員長 宮野 亨君 登壇〕

○議会運営委員長（宮野 亨君） 議会運営委員会の報告をいたします。

令和 7 年第 3 回奥多摩町議会定例会の運営について、去る 8 月 28 日に議会運営委員会を開催しましたので、その協議結果を報告します。

はじめに、本定例会の会期であります、本日から 9 月 12 日までの 11 日間とすることに決定しました。

次に、会期中の諸日程であります、配布してあります会議予定表をご覧ください。

まず上程された議案等は、全 21 件であります。本日及び明日 9 月 3 日の 2 日間で審議を行います。

次に、本定例会に対しての請願書及び陳情書の受付は、陳情が 1 件と報告されましたので、9 月 3 日の本会議 2 日目終了後、経済厚生常任委員会を開催し、審査をお願いいたします。

なお、この審査が行われた陳情の採決は、本会議 3 日目の 9 月 5 日に行います。

次に、一般質問であります、本会議 3 日目の 5 日に行います。通告者は 9 名で、通告順に行いますが、簡潔な質問、応答をされるようにご協力をお願いします。

次に、9 月 9 日及び 10 日の 2 日間で議長と議会選出監査委員を除く委員 8 名で構成する決算特別委員会を開会し、令和 6 年度の各会計の決算に関する審査を行い、2 日目の 10 日に採決を行います。

次に、9月12日の本会議4日目は、本定例会の最終日であり、決算特別委員会に付託し、審査が行われた令和6年度全8会計の決算についての委員長報告及び採決を行います。

次に、議案等の取扱いについて申し上げます。配布してあります提出案件及び上程別・採決別一覧表をご覧ください。

議案第40号から議案第43号につきましては、それぞれ単独上程の上、採決については即決と決定しております。

次に、認定第1号から認定第8号までの8会計の決算認定議案については、一括で上程され、会計管理者から説明終了後、続いて報告第2号及び報告第3号の令和6年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率について一括で報告があります。

次に、松永代表監査委員より決算並びに健全化判断比率等の審査報告を行っていただきます。代表監査委員の審査報告終了後、認定第1号から認定第8号までについては、決算特別委員会に審査を付託することに決定しております。

なお、暫時休憩を取り、正副委員長の互選も行われる予定となっております。

次に、報告第4号として奥多摩町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価についての報告があります。

次に、議案第44号 奥多摩町教育委員会教育長の任命の同意を求めることについて及び議案第45号 奥多摩町教育委員会委員の任命の同意を求めることについての2件につきましては、いずれも単独上程の上、即決とし、採決の方法につきましては、無記名投票と決定しております。

本日の審議はこの議案をもって終了し、補正予算については本会議2日目の9月3日に再開し、審議することに決定しております。

本会議2日目は、議案第46号から議案第52号までの令和7年度の一般会計をはじめとする特別会計補正予算の事業会計補正予算を合わせた7議案について一括上程とし、採決についてはそれぞれ即決と決定しております。

はじめに副町長から総括説明をいただいた後、各課長より所管の説明を求めます。説明終了後、質疑と採決を行うことと決定しております。

以上が本定例会の会期と議案等の取扱いを含めた議会運営委員会の協議結果であります。本定例会の運営が効率的かつ円滑に進行しますよう、議員各位のご協力をお願い申し上げ、議会運営委員会委員長の報告といたします。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告は終わりました。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月12日までの11日間とし、議案の上程

別及び採決別についても併せて委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から9月12日までの11日間とすることに決定しました。

なお、本定例会の会議日程につきましては、配布してあります会議予定表のとおり進めたいと思います。ご協力をよろしくお願いします。

また、本日の日程は、配布のとおりであります。

次に、日程第4 議会関係諸報告であります。議会関係の諸報告及び監査委員の例月出納検査報告については、配布のとおりであります。

次に、本定例会の開会に当たり町長より挨拶があります。師岡伸公町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 本日、令和7年第3回奥多摩町議会定例会を招集させていただきました。開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

はじめに、松永代表監査委員、高橋議会選出監査委員におかれましては、7月から8月にかけて連日の猛暑の中、令和6年度奥多摩町一般会計をはじめ、特別会計及び企業会計決算に係る事情聴取、課別審査並びに財政健全化法関係審査に当たっていただきましたことに改めて感謝を申し上げます。ありがとうございました。

さて、去る8月9日、奥多摩納涼花火大会を町制施行70周年記念大会として実施いたしましたところ、町内外から大勢の方にご観覧いただき、盛大に挙行することができました。花火大会の開催に関し、地域の皆様や関係者の方々など、様々な皆様のご理解、ご協力をいただきましたこと、この場をお借りしまして改めて御礼を申し上げます。

町制施行70周年に際しましては、この11月にJR東日本の青梅発鎌倉行き臨時列車による記念ツアーや多摩大学による記念講座を計画しているほか、奥多摩ふれあいまつりなどの観光イベントを町制施行70周年記念事業と銘打ち、従来にも増して盛大に実施いたします。

記念の年である本年を町全体で盛り上げていくため、議員皆様におかれましても引き続きのご理解、ご協力をお願い申し上げます。

次に、広報などで既にお知らせをしておりますとおり、観光分野においてこの4月から6月にかけて3つの協定を締結いたしました。1つ目は、町の観光情報などをインターネット上で多言語により周知し、訪日外国人旅行客の更なる誘客や観光マナー啓発に繋げる

ため一般財団法人デジタルスマートシティ推進財団と締結した「インバウンド観光推進に関する連携協定」、2つ目は、環境への影響を最小限にしてアウトドアを楽しむ世界的な環境倫理プログラム「リーブノートレース」の考えを取り入れ、町を挙げての観光ごみ対策や自然環境の保全のため、NPO法人リーブノートレースジャパンと締結した「地域協働事業に関する連携協定」、3つ目は、専門的なノウハウや知見を持った民間人材の町への派遣を受け入れる「地域活性化企業人制度」の活用も含め、インバウンドを想定した観光資源の開発、観光客や関係人口も参加できる事業の開拓などを進めるため、株式会社さとゆめ、株式会社エイチ・アイ・エス、沿線まると株式会社の3社と締結した「新しい目的地づくりに関する包括連携協定」であります。今後、これらの協定を生かし、官民一体となって、より一層の観光振興に努めてまいります。

次に、今定例会に提案いたします議案等につきましてご説明申し上げます。

議案第40号 奥多摩町町税賦課徴収条例の一部を改正する条例につきましては、地方税等の改正に伴い、規定を整備するものであります。

議案第41号 奥多摩町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地方税等の改正に伴い、規定を整備するものであります。

議案第42号 奥多摩町高校生等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例につきましては、東京都高校生等医療費助成事業実施要綱の一部改正において所得制限が撤廃されたこと及び地方単独医療費助成制度について個人番号カードでの電子資格の確認が可能となったことに伴い、規定を整備するものです。

議案第43号 奥多摩町子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例につきましては、東京都乳幼児医療費助成事業実施要綱の一部改正等において所得制限が撤廃されたこと及び地方単独医療費助成制度について個人番号カードでの電子資格の確認が可能になったことに伴い、規定を整備するものであります。

次に、認定第1号から認定第8号までにつきましては、令和6年度奥多摩町一般会計をはじめ、特別会計及び企業会計の計8会計の歳入歳出決算の認定をいただく案件でございます。

次に、報告第2号及び第3号につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、令和6年度決算における奥多摩町健全化判断比率と奥多摩町資金不足比率について算定基礎事項を記載した書類とともに、監査委員に審査を行っていただきましたので、その意見を付して議会に報告するものです。

報告第4号 奥多摩町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評

価（令和 6 年度分）の報告については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条第 1 項の規定により報告をするものです。

次に、議案第 44 号 奥多摩町教育委員会教育長の任命の同意を求めることについては、令和 7 年 9 月 30 日をもって任期満了となる教育委員会教育長、野崎喜久美の後任として再び野崎喜久美を任命するため、議会の同意を求めるものです。

議案第 45 号 奥多摩町教育委員会委員の任命の同意を求めることについては、令和 7 年 9 月 30 日をもって任期満了となる教育委員会委員、原島幹典氏の後任として再び原島幹典氏を任命するため、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第 46 号から議案第 52 号までにつきましては、現在執行しております令和 7 年度奥多摩町一般会計をはじめ、特別会計及び企業会計の計 7 会計の補正予算案となります。

以上、条例の一部改正 4 件、決算認定 8 件、人事案件 2 件、補正予算案 7 件の計 21 件であります。これら議案の具体的な内容につきましては、副町長をはじめ、所管の課長から説明をさせていただきますが、いずれの議案につきましても町の事務事業を執行していく上で必要不可欠でありますので、ご審議をいただき、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、今月 7 日、第 48 回奥多摩町総合防災訓練の実施を予定しております。訓練当日では、町で震度 6 弱を観測する大地震が発生した想定で、緊急地震速報訓練や住民避難訓練などを実施いたします。

町では昨年度、地域防災計画を大幅に改定し、災害時の職員の配備態勢や災害対策本部組織、避難所の位置づけなどを見直したところですが、過疎化、少子高齢化の進行による地域防災の担い手の減少など、町の防災は依然として大きな課題を抱えております。

また、近年、全国各地では大地震や突発的な豪雨など想定を超えた災害が発生しており、被災自治体の計画どおりに対応がままならない事態も生じております。

町といたしましても改定した地域防災計画を基本とし、引き続き防災対策を推進してまいります。地域防災力の維持・向上、町民の安全・安心のため、議員の皆様をはじめ、地域の皆様及び関係機関の方々の一層のご理解、ご協力をお願い申し上げまして、令和 7 年第 3 回奥多摩町議会定例会の挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、町長の挨拶は終わりました。

これより議案審議に入ります。

日程第 6 議案第 40 号 奥多摩町町税賦課徴収条例の一部を改正する条例を議題とし

ます。

これより提案理由の説明を求めます。住民課長。

〔住民課長 岡部 優一君 登壇〕

○住民課長（岡部 優一君） 議案第 40 号 奥多摩町町税賦課徴収条例の一部を改正する条例につきまして提案のご説明をいたします。

理由でございますが、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 7 号）の施行に伴い、規定を整備する必要があるためでございます。

条例改め文及び新旧対照表もございますが、条例の改正に関する説明資料として、タブレット端末に議案第 40 号、概要資料というファイルがございます。こちらの資料でご説明させていただきますので、ファイルをお開きください。表題に「奥多摩町町税賦課徴収条例の一部を改正する条例の改正概要」と記載のある資料でございます。

今回の町税賦課徴収条例の改正は、地方税法等の改正により町民税における特定親族特別控除の創設や町たばこ税における加熱式たばこの課税方式の見直しなどが主なものでございます。

概要資料の冒頭につきましては既にご説明いたしましたので、改正内容からご説明させていただきます。

はじめに、項番 1、公示送達方法の見直しでございますが、①公示送達【第 18 条】につきましては、送達先が不明で納税通知書等の書類を送達できない場合に、公示事項が記載された書面を町の掲示板に掲示することにより行う公示送達を、公示事項をインターネットを利用する方法により不特定多数の者が閲覧できる状態に置く措置を取り、これまで同様に、公示事項が記載された書面を掲示板に掲示すること、又は公示事項を町の事務所に設置した電子計算機による閲覧ができる状態に置く措置を取ることとするものでございます。

次の②納税証明事項【第 18 条の 3】につきましては、第 18 条の改正に伴い、規定を整備するものでございます。

施行日は、地方税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 号）附則第 1 条第 12 号に掲げる規定の施行日となっておりますが、現時点では具体的な日付は決定してございません。

次に、項番 2、特定親族特別控除の創設でございますが、今回創設された特定親族特別控除は、年齢が 19 歳以上 23 歳未満の親族につきまして、既存の扶養控除の対象となる所得を超えた場合でも新たに特別控除を設け、親等が受けられる控除の額が段階的に低減す

る仕組みでございます。

給与収入の場合における控除額につきまして下の表に記載いたしましたので、ご覧ください。

年齢が 19 歳以上 23 歳未満の親族の給与収入が 123 万円を超え 160 万円以下の場合は、親等の控除額は 45 万円となり、160 万円を超え 188 万円以下の場合は、41 万円から 3 万円と収入が増えると低減する仕組みで、188 万円を超えると控除額はなくなるものでございます。

次の①所得控除【第 33 条の 2】につきましては、控除名称に特定親族特別控除額を追加するものでございます。

次の②町民税の申告【第 35 条の 2】につきましては、特定親族特別控除の創設に伴い、公的年金等受給者の個人住民税申告義務に係る規定を整備するものでございます。

2 ページをご覧ください。次の③個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書【第 35 条の 3 の 2】につきましては、給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項について特定親族を追加するものでございます。

次の④個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書【第 35 条の 3 の 3】につきましては、特定親族特別控除の創設に伴い、公的年金等受給者の扶養親族等申告書提出義務に係る規定を整備するとともに、公的年金等受給者の扶養親族等申告書の記載事項について特定親族を追加するものでございます。

施行日は、令和 8 年 1 月 1 日でございます。

次に、項番 3、加熱式たばこの課税方式の見直しでございますが、①加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例【附則第 14 条の 2 の 2】につきましては、現在、重量と価格によって紙巻きたばこの本数に換算している加熱式たばこの課税方式につきまして、重量のみで換算する方式に見直すほか、一定の重量以下のものは加熱式たばこ 1 本をもって紙巻きたばこ 1 本に換算する等の仕組みとするものでございます。また、激変緩和措置といたしまして、下の表のとおり令和 8 年 4 月 1 日以降と令和 8 年 10 月 1 日以降の 2 段階で課税方式の見直しを実施するものでございます。

施行日は、令和 8 年 4 月 1 日でございます。

最後に、項番 4、附則でございますが、①施行期日【第 1 条】につきましては、只今ご説明いたしました項番 1 公示送達方法の見直しから項番 3 加熱式たばこの課税方式の見直しに掲げる施行日について規定するものでございます。

次の②公示送達に関する経過措置【第 2 条】から④町たばこ税に関する経過措置【第 4

条】につきましては、今回改定する規定は施行日以後に適用し、施行日前の規定については、なお従前の例によるものでございます。

また、町たばこ税につきましては、激変緩和措置として令和8年4月1日以降と同年10月1日以降の2段階で課税方式の見直しを実施するものでございます。

以上で、議案第40号の説明を終わります。ご審議をいただき、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、説明は終わりました。

これより只今上程の議案第40号の質疑を行います。質疑はありますか。5番、大澤議員。

○5番（大澤由香里君） 5番、大澤です。

3点質問させていただきます。

まず1つ目、公示送達方法の見直しのところで、今までは掲示場だけだったものがインターネットによる電子計算機による閲覧ができる状態に置くということなんですが、これはホームページ等ということでしょうか。

あと特定親族特別控除が創設されるということで、19歳から23歳未満の親族がいる世帯ということなんですが、奥多摩町でいうとどれくらいの世帯数があるのか、大体でいいので、分かりましたらお願いします。

あと加熱式たばこの課税方式の見直しで、加熱式たばこの税額が上がるということなんですが、影響額がどれくらいあるかというのを教えてください。お願いします。

○議長（小峰 陽一君） 住民課長。

○住民課長（岡部 優一君） 5番、大澤議員のご質問にお答えいたします。

3点のうち1点目でございます。まず公示送達の方法でございますけれど、まだ決定はしてございませんが、ホームページということで想定しております。

次に、特定親族特別控除の対象者がどのくらいかというご質問でございます。町の19歳から22歳の人口なんですけれど、7年4月現在が105名でした。令和7年度の住民税における特定扶養親族特別控除にならない前の扶養に入る方、そちらの人数が69名でございました。町外の方はまた扶養に入れるとか、特定親族になるという場合もあろうかと思うんですけれど、ちょっとそちらのほうは想定できませんので、それを差し引きいたしますと、なり得る人が36名ほどかなと想定してございます。ただ、この方たちにつきましては既に働いていて、こちらの特定親族控除の対象になるかは分かりませんが、多くてこのぐらいを想定しております。

最後に、たばこ税の影響でございます。こちら国の試算ですけれど、令和7年度の市町村全体のたばこ税の見込みが9,177億円ということで、今回の税制改正の影響は、全市町村で96億円の増収になると見込んでいるようでございます。こちら率にしますと1%ちょっとでございます。令和6年度の町のたばこ税が1,880万弱でしたので、この率を掛けますと20万ぐらいの増額影響と見込んでおります。令和8年度につきましては激変緩和ということで、半分半分、旧の税率と今回の新しい課税方式というところで2段階になりますので、その半分程度の10万円、あくまでも計算上ということでございますが、そういう形で見込まれる状況でございます。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第40号の質疑を終結します。

次に、只今上程の議案第40号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第6 議案第40号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小峰 陽一君） 起立多数であります。よって、議案第40号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第7 議案第41号 奥多摩町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。住民課長。

〔住民課長 岡部 優一君 登壇〕

○住民課長（岡部 優一君） 議案第41号 奥多摩町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案のご説明をいたします。

理由でございますが、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）の施行に伴い、規定を整備する必要があるためでございます。

条例改め分もございますが、新旧対照表にてご説明させていただきます。3ページの新旧対照表をご覧ください。下線部分が変更箇所となります。

今回の後期高齢者医療に関する条例の改正は、先程ご説明いたしました町税賦課徴収条例と同様に、地方税法等の改正により公示送達方法の見直しを行うものでございます。

はじめに、公示送達第6条では、「公示送達は、」の次に「公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を町の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改めるものでございます。

次に、附則といたしまして、第1項施行期日でございますが、この条例は、地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日から施行するものでございます。

第2項経過措置でございますが、この条例による改正後の奥多摩町後期高齢者医療に関する条例の規定は、前項に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例によるものでございます。

以上で、議案第41号の説明を終わります。ご審議をいただき、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、説明は終わりました。

これより只今上程の議案第41号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第41号の質疑を終結します。

次に、只今上程の議案第41号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第7 議案第41号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小峰 陽一君） 起立多数であります。よって議案第41号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第8 議案第42号 奥多摩町高校生等の医療の助成に関する条例の一部を

改正する条例を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。子育て定住推進課長。

〔子育て定住推進課長 河村 寿仁君 登壇〕

○子育て定住推進課長（河村 寿仁君） 議案第 42 号 奥多摩町高校生等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案のご説明をいたします。

理由でございますが、東京都高校生等医療費助成事業実施要綱の一部改正（令和 7 年 4 月 24 日付 7 福祉生助第 100 号）において所得制限が撤廃されたこと及び地方単独医療費助成制度について個人番号カードでの電子資格の確認が可能となったこと等に伴い、規定を整備する必要があるためでございます。

条例改め分もございますが、新旧対照表にてご説明申し上げます。3 ページの新旧対照表をご覧ください。下線の部分を改正するものです。

第 2 条用語の定義では、所得制限が撤廃されることに伴い、所得に係する第 3 項を削り、第 4 項を第 3 項とし、第 6 条医療費の助成では、第 1 項中、高額療養費が支給される場合に関する規定を削除し、病院の受診等で提示するものとして個人番号カードを加えるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行するものでございます。

以上で、議案第 42 号の説明を終わります。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、説明は終わりました。

これより只今上程の議案第 42 号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 42 号の質疑を終結します。

次に、只今上程の議案第 42 号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 8 議案第 42 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小峰 陽一君） 起立多数であります。よって、議案第 42 号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 9 議案第 43 号 奥多摩町子どもの医療の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。子育て定住推進課長。

〔子育て定住推進課長 河村 寿仁君 登壇〕

○子育て定住推進課長（河村 寿仁君） 議案第 43 号 奥多摩町子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案のご説明をいたします。

理由でございますが、東京都乳幼児医療費助成事業実施要綱の一部改正（令和 7 年 4 月 15 日付 7 福祉生助第 86 号）及び東京都義務教育就学児医療費助成事業実施要綱の一部改正（令和 7 年 4 月 15 日付 7 福祉生助第 87 号）において所得制限が撤廃されたこと及び地方単独医療費助成制度について個人番号カードでの電子資格の確認が可能となったことに伴い、規定を整備する必要があるためでございます。

条例改め分もございますが、新旧対照表にてご説明申し上げます。3 ページの新旧対照表をご覧ください。下線の部分を改正するものです。

第 2 条用語の定義では、所得制限が撤廃されることに伴い、所得に係する第 3 項を削り、第 4 項を第 3 項とし、第 7 条助成の方法では、第 1 項中、病院の受診等で提示するものとして、個人番号カードを加えるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行するものでございます。

以上で、議案第 43 号の説明を終わります。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、説明は終わりました。

これより只今上程の議案第 43 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 43 号の質疑を終結します。

次に、只今上程の議案第 43 号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 9 議案第 43 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小峰 陽一君） 起立多数であります。よって、議案第 43 号については、原案

のとおり可決されました。

次に、日程第 10 認定第 1 号 令和 6 年度奥多摩町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第 11 認定第 2 号 令和 6 年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 12 認定第 3 号 令和 6 年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 13 認定第 4 号 令和 6 年度奥多摩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 14 認定第 5 号 令和 6 年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 15 認定第 6 号 令和 6 年度奥多摩町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 16、認定第 7 号 令和 6 年度奥多摩町下水道事業会計決算の認定について、日程第 17 認定第 8 号 令和 6 年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計決算の認定について、以上を一括して議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。会計管理者。

〔会計管理者 岡野 敏行君 登壇〕

○会計管理者（岡野 敏行君） それでは、認定第 1 号から認定第 8 号までの令和 6 年度一般会計歳入歳出決算をはじめとする特別会計、企業会計の決算につきまして地方自治法並びに地方公営企業法の規定に基づき、議会の認定に付すべく、その提案理由の説明を申し上げます。

なお、本件につきましては、議会運営委員会委員長の報告にありましたとおり、決算特別委員会を設置し、審査を付託することになりましたので、ここでは一般会計、特別会計企業会計の順に概要の説明を申し上げます。また、各認定議案の鑑文につきましては、決算書とは別におつけいたしましたので、ご了承お願いいたします。

はじめに、認定第 1 号 令和 6 年度奥多摩町一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。決算書の 6 ページをご覧ください。

歳入でございますが、歳入の収入済額の合計は、表の一番下の行でございます 72 億 1,955 万 6,283 円で、対前年度比 1 億 2,163 万 2,765 円、1.7%の減となりました。

その主な要因といたしまして、はじめに、町の貴重な自主財源であります町税は、主に町民税の減により前年度に比べ、約 1,200 万円の減額となりました。

国庫支出金は、社会保障・税番号制度システム整備費補助金約 1,400 万円の増などもありましたが、新型コロナウイルス対策関係費約 1 億円などの減により約 1 億円の減額となりました。

都支出金は、市町村総合交付金約 9,000 万円、選挙費委託金約 1,800 万円の増などもあ

りましたが、公共施設調整交付金約 1 億 7,000 万円の減などにより約 2,700 万円の減額となりました。

財産収入は、町有地売払収入等の増により約 600 万円の増額となりました。

繰入金は、財政調整基金繰入金 1 億 7,600 万円の減、庁舎建設基金繰入金 1 億 2,000 万円の増等により約 5,600 万円の減額となりました。

諸収入は、森林再生事業の受託収入約 2,200 万円の増、デジタル基盤改革支援補助金約 3,900 万円の増等により約 7,000 万円の増額となりました。

収入未済額につきましては、町税等の 661 万 3,323 円で、対前年度比 295 万 5,374 円、80.8%の増となりました。

また、地方税法第 18 条等により 12 万 3,000 円の不納欠損処分を行いました、前年度比 9 万 2,100 円、298.1%の増額となります。詳細につきましては、事務報告書の 117 ページに記載しておりますので、後程ご参照ください。

次に、7 ページからは歳出でございます。9 ページをご覧ください。

歳出の支出済額の合計は、表の一番下の行にあります 69 億 9,362 万 4,326 円で、対前年度比 8,585 万 3,987 円、1.2%の減となりました。

その主な要因といたしまして、議会費は、議員定数減による人件費の減等により約 800 万円の減額となりました。

総務費は、町有物件解体工事費約 2,600 万円の増、庁舎建設整備事業費約 1 億 6,000 万円の減、デジタル推進費約 1,300 万円の皆増、戸籍住民基本台帳費約 1,000 万円の増及び選挙費約 1,400 万円の増などにより約 5,400 万円の減額となりました。

民生費は、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業費約 5,200 万円の減、児童健全育成事業費約 2,500 万円の増などにより約 4,800 万円の減額となりました。

衛生費では、新型コロナウイルスワクチン接種事業費約 4,300 万円減などにより約 5,000 万円の減額となりました。

農林水産業費は、多摩の森林再生事業費約 1,100 万円増、水の浸透を高める枝打ち事業費約 1,100 万円の増、森林セラピー事業費約 1,300 万円増などにより約 5,400 万円の増額となりました。

商工費は、観光費の観光パンフレット更新委託や観光客数調査費増などにより約 3,800 万円の増額となりました。

土木費は、住宅費の川井松葉分譲地造成工事約 6,600 万円の増や下水道事業の企業会計化による下水道会計補助金約 1 億 6,000 万円の減などにより約 6,700 万円の減額となりま

した。

消防費は、防災費の地域防災計画改定支援業務委託約 600 万円の増、緊急輸送道路沿道建築物耐震補助金約 1,800 万円増などにより約 3,400 万円の増額となりました。

教育費は、小学校建設事業費の氷川小学校東側トイレ改修工事 4,300 万円の減、社会教育費の文化会館防水改修工事費 2,200 万円の増、森林館改修工事費 2,600 万円の増などにより約 3,400 万円の増額となりました。

災害復旧費は、令和 6 年度の実績はありませんでした。

公債費は、縁故債償還金の約 1,300 万円減等により約 1,800 万円の減となりました。

その結果、歳入歳出差引残高は 2 億 2,593 万 1,957 円となりました。

なお、令和 6 年度に執行した個々の事業につきましては、事務報告書に詳細が載っておりますので、後程ご参照ください。

次に、135 ページをご覧ください。実質収支に関する調書でございますが、歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、歳入歳出差引額の 2 億 2,593 万 1,957 円が実質収支額となりました。

なお、136 ページ以降の財産に関する調書につきましては、後程ご参照くださいますようお願いいたします。

次に、認定第 2 号 令和 6 年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。決算書をお開きください。

奥多摩都民の森は、「森に触れる・森を歩く・森を育てる」をテーマに、山村の生活体験や登山自然体験及び森林作業体験など、都民が自然と触れ合う場の拠点として東京都より指定管理を受け、施設の管理運営を行っております。

4 ページをご覧ください。歳入の収入済額の合計は 9,192 万 7,703 円で、対前年度比 24 万 2,660 円、0.3%の増となりました。

5 ページをご覧ください。歳出の支出済額の合計は 7,776 万 4,797 円で、対前年度比 228 万 8,150 円、3.0%の増となりました。

次に、13 ページの実質収支に関する調書をご覧ください。歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、歳入歳出差引額の 1,416 万 2,906 円が実質収支額となりました。

次に、認定第 3 号 令和 6 年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。決算書をお開きください。

山のふるさと村は、都民の健全なレクリエーション事業に対応するため、自然利用の拠

点として奥多摩湖畔に大規模な集団施設地区を整備し、東京都内に残存する貴重な自然を広く都民に親しんでもらうことを目的に開園した都立自然公園でありまして、東京都より指定管理を受け、施設の管理運営を行っております。

4 ページをご覧ください。歳入の収入済額の合計は 1 億 8,086 万 2,971 円で、対前年度比 1,387 万 8,832 円、8.3%の増となりました。

5 ページをご覧ください。歳出の支出済額の合計は 1 億 6,777 万 8,855 円で、対前年度比 1,021 万 7,344 円、6.5%の増となりました。

次に、13 ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、歳入歳出差引額の 1,308 万 4,116 円が実質収支額となりました。

○議長（小峰 陽一君） 済みません、報告中ですが、暫時休憩にしたいと思います、よろしいでしょうか。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 会計管理者、すみません。休憩後にお願いしたいと思います。

異議なしと認めます。よって、午前 11 時 5 分から再開します。

午前 10 時 55 分休憩

午前 11 時 05 分再開

○議長（小峰 陽一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

会計管理者。

○会計管理者（岡野 敏行君） それでは、次に、認定第 4 号 令和 6 年度奥多摩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。決算書をお開きください。

国民健康保険制度は、国民皆保険の根幹をなす制度として様々な改正を行いながら 50 年以上にわたり制度を維持してきました。現在は、国民健康保険が都道府県化され、都道府県が財政運営の責任主体として公費の拡充を図ることで、区市町村の負担を軽減し、平準化しています。

市町村は医療費の急増等による財政リスクがなくなる等、国、都道府県、市町村が応分の責任を果たすことにより将来にわたって国民健康保険を持続可能な制度とすることとされました。安定した事業運営を行うためには適正な収入の確保はもとより、疾病の予防を図り、医療費の適正化に努める必要があります。

4 ページをご覧ください。歳入の収入済額の合計は、表の一番下の行にあります 6 億

7,809 万 6,074 円で、対前年度比 1,224 万 9,896 円、1.8%の増となりました。収入未済額は 347 万 6,960 円で、対前年度比 130 万 1,360 円、59.8%の増となりました。不納欠損額はございませんでした。

次に、5 ページから歳出になります。6 ページをご覧ください。

歳出の支出済額の合計は、表の一番下の行にあります 6 億 4,412 万 5,807 円で、対前年度比 2,040 万 2,907 円、3.1%の減となりました。

次に、21 ページの実質収支に関する調書をご覧ください。歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、歳入歳出差引額の 3,397 万 267 円が実質収支額となりました。

なお、財産に関する調書につきましては、22 ページをご参照ください。

次に、認定第 5 号 令和 6 年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。決算書をお開きください。

後期高齢者医療制度は、高齢者の医療費が増大する中、現役世代と高齢者世代の負担を明確化し、公平で分かりやすい制度として老人保健制度に代わり創設されたもので、各都道府県が広域連合を設立して保険者となり、75 歳以上の方と一定の障害があると認定された 65 歳以上の方が加入している制度になります。

4 ページをご覧ください。歳入の収入済額の合計は 2 億 4,100 万 1,112 円で、対前年度比 249 万 1,748 円、1.0%の増となりました。

収入未済額は 18 万 5,700 円で、対前年度比 2 万 1,900 円、10.5%の減となりました。

不納欠損額は 1 万 1,600 円で、対前年度比 2 万 7,000 円、69.9%の減となりました。

次に、5 ページをご覧ください。歳出でございます。

歳出の支出済額の合計は 2 億 3,340 万 5,696 円で、対前年度比 140 万 8,445 円、0.6%の増となりました。

次に、15 ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、歳入歳出差引額 759 万 5,416 円が実質収支額となりました。

次に、認定第 6 号 令和 6 年度奥多摩町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。決算書をお開きください。

介護保険事業につきましては、令和 6 年度は第 9 期介護保険事業計画に基づく 3 年間の事業運営期間の初年度に当たりました。歳出の主な部分である保険給付費におきましては、施設サービス給付費が増加しており、施設サービスに係る給付費が全体の 6 割を超える状

況であり、施設サービスの増減が保険財政に大きく影響を与える状況となっています。

4 ページからは歳入になります。5 ページをご覧ください。

歳入の収入済額の合計は、表の一番下の行にあります8億5,261万5,176円で、対前年度比829万5,337円、1.0%の減となりました。

収入未済額につきましては90万7,400円で、対前年度比3万8,600円、4.4%の増となりました。

不納欠損額は11万5,600円で、対前年度比23万3,100円、66.8%の減となりました。

次に、6 ページからは歳出になります。7 ページをご覧ください。

歳出の支出済額の合計は、表の一番下の行にあります8億4,562万8,363円で、対前年度比1,508万2,359円、1.8%の増となりました。

次に、24 ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、歳入歳出差引額698万6,813円が実質収支額となりました。

なお、財産に関する調書につきましては、25 ページをご参照ください。

次に、認定第7号 令和6年度奥多摩町下水道事業会計決算の認定についてご説明申し上げます。決算書をお開きください。

下水道は、公衆衛生の向上、生活環境の改善、そして、多摩川上流域の水源のまちとして河川の水質改善に大きな役割を果たしております。

令和6年3月末現在での水洗化率は、小河内処理区が100%、奥多摩処理区は92%となっており、奥多摩町全体の水洗化率につきましては92.3%となっております。

下水道会計は、令和5年度までの特別会計から地方公営企業法に基づく企業会計に移行し、はじめての決算となります。前年度とは様式が異なりますので、ご了承願います。

3 ページから収益的収入及び支出になります。4 ページをご覧ください。

収入決算額は、上段の表の一番上の右から3番目、5億8,798万5,820円、支出決算額は、下段の表の一番上の右から3番目、5億4,409万7,474円で、収支差引額4,388万8,346円が単年度収支で黒字となりました。営業費用に対する営業収益の割合は16.8%でした。

次に、5 ページから資本的収入及び支出になります。6 ページをご覧ください。

収入決算額は、上段の表の一番上の右から3番目、2億6,505万9,372円、支出決算額は、下段の表の一番上の右から4番目、3億8,721万5,478円で、収支差引額は1億

2,215 万 6,106 円の不足となりました。この不足額につきましては、引継金及び当年度分損益勘定留保資金で補填をいたしました。

この資本的支出は、公共枿・浄化槽の設置及び電気機械設備や管渠施設、マンホールポンプ、グラインダーポンプ等の更新を行ったものでございます。

なお、業務内容詳細につきましては、27 ページ以降及び事務報告書に詳しく記載してございますので、後程ご覧ください。

次に、認定第 8 号 令和 6 年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計決算の認定についてご説明申し上げます。決算書をお開きください。

奥多摩病院は、地域医療の拠点として、また、山間部の僻遠地での健康管理や医療ニーズに対応するため、附属診療所への出張診療や在宅で医療が受けられる訪問診療・訪問看護を行うなど、この地域にとって欠かせない病院として信頼をいただいています。平成 31 年 3 月より地域包括ケア病床の運用も開始し、住民の期待と信頼に応えられる病院として一層のサービスの充実を図っております。

3 ページから収益的収入及び支出になります。4 ページをご覧ください。

収入決算額は、上段の表の一番上の右から 3 番目、4 億 9,615 万 3,687 円、支出決算額は、下段の表の一番上の右から 3 番目、5 億 2,802 万 6,979 円で、収支差引額 3,187 万 3,292 円が単年度収支として赤字となっております。

医業費用に対する医業収益の割合は 58.8%で、前年度の 54.2%と比較し、4.6%の増となりました。

次に、5 ページから資本的収入及び支出になります。6 ページをご覧ください。

収入決算額は、上段の表の一番上の右から 3 番目、4,802 万 3,000 円、支出決算額は、下段の表の一番上の右から 4 番目、7,233 万 1,901 円で、収支差引額は 2,430 万 8,901 円の不足となりました。この不足額につきましては、過年度損益勘定留保資金で補填をいたしました。この資本的支出は、照明設備改修工事やデジタル X 線透視撮影システム更新などを行ったものでございます。

なお、業務内容等詳細につきましては、24 ページ以降及び事務報告書に詳しく記載してございますので、後程ご覧ください。

以上、認定第 1 号から認定第 8 号までの決算につきまして提案の説明をいたしました。が、決算認定の意義につきましては申し上げるまでもございませんが、歳入歳出予算の執行結果を総合的に確認し、今後の予算編成や財政運営に生かしていくという大切な意義がございますので、慎重なご審議をいただきまして、ご認定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、説明は終わりました。

次に、日程第 18 報告第 2 号 令和 6 年度決算における奥多摩町健全化判断比率の報告について、日程第 19 報告第 3 号 令和 6 年度決算における奥多摩町資金不足比率の報告について、以上 2 件は関連がありますので、一括して報告をお願いします。企画財政課長。

〔企画財政課長 杉山 直也君 登壇〕

○企画財政課長（杉山 直也君） それでは、報告第 2 号 令和 6 年度決算における奥多摩町健全化判断比率の報告について及び報告第 3 号 令和 6 年度決算における奥多摩町資金不足比率の報告についてのご説明をさせていただきます。報告第 2 号の 1 ページをご覧ください。令和 6 年度決算における奥多摩町健全化判断比率の報告についてご説明をさせていただきます。

なお、説明に当たりましては、議案書のフォルダーとは別に、報告第 2 号附属資料といたしまして「奥多摩町健全化判断比率の推移」という表題の折れ線グラフによる附属資料をタブレット端末上に添付させていただきました。こちらも併用しながら説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき、ご報告するものでございます。この健全化法におきましては、地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するために 4 つの財政指標を設け、これを健全化判断比率として定めております。

タブレットの 2 ページ目をご覧いただきたいと存じます。令和 6 年度決算における奥多摩町健全化判断比率報告書となります。

はじめに、実質赤字比率でございます。これは地方公共団体の最も主要な会計である一般会計等に生じている赤字の大きさをその地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものです。町の場合は、一般会計と都民の森及び山のふるさと村の管理運営事業特別会計の 3 会計が対象であり、この 3 会計合計の実質収支額を標準財政規模で除したものが実質赤字比率となります。令和 6 年度決算におきましては、分子となる 3 会計合計の実質収支額は 2 億 5,317 万 9,000 円で、分母となる標準財政規模は 28 億 5,958 万 8,000 円であります。通常の計算であれば符合がプラスの 8.85%となりますが、健全化判断比率では赤字や負債の状況を浮き彫りにする必要があるため、赤字の場合をプラスの数値表示とし、黒字の場合はマイナスの計算結果といたします。したがって、町の場合は黒字決算であるため、マイナスの 8.85%という計算結果となります。ただし、規定により報告書におけ

る表示では赤字ではないという意味で、数値ではなく、横棒のバー表示としております。このため当該記載欄につきましては、町では赤字ではなく黒字のため、バー表示となっております。

次に、連結実質赤字比率でございます。これは一般会計等に加え、公立病院や下水道など公営企業等を含む地方公共団体の全会計に生じている赤字の大きさを財政規模に対する割合で表したものです。町の場合は全8会計となります。分子は、最初に説明いたしました一般会計等3会計合計の実質収支額2億5,317万9,000円に、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の特別会計の実質収支額4,855万3,000円と病院事業及び下水道事業の企業会計の譲与額4億4,295万1,000円を合計した7億4,468万3,000円となります。これを分母となる標準財政規模28億5,958万8,000円で除しますと26.04%となりますが、分子がいずれも黒字決算だったため、先程ご説明いたしましたようにマイナスの26.04%という計算結果となります。ただし、規定により当該記載欄につきましては、町では赤字ではなく黒字のため、バー表示となっております。

次に、実質公債比率でございます。これは地方公共団体の借入金、地方債の返済額、公債費の大きさをその地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものです。この返済額には一般会計等での公債費、元利償還金のほかに、下水道事業など特別会計への繰出金のうち、地方債の償還に充てた経費なども含まれております。令和6年度単年度比率では6.7%であります。この報告書では、当該年度までの3か年平均の比率を記載することとなっているため、3か年平均では前年度比0.2ポイント減の7.2%と記載してございます。

次に、将来負担比率でございます。これは地方公共団体の借入金や現在抱えている負債並びに職員の退職金や加入している一部事務組合が記載した借入金の返済額など、将来にわたって負担しなければならない金額の大きさをその地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものです。令和6年度決算におきまして、その計算結果はマイナスの161.8%となりました。ここでのマイナスの意味につきましては、将来負担額よりも充当可能財源等が大きいこと、つまり、現状におきましては町の積立基金などにより、先程申し上げました将来に負担すべき金額を賄える財政環境に現時点ではあるという状況となっております。当該記載欄につきましては、将来負担額が生じているプラス数値の場合のみ数値が記載されますが、町ではマイナスのため、規定によりバー表示となっております。

只今ご説明いたしました以外に報告書の表内には括弧書きの数値が記載されております。こちらにつきましては備考欄記載のとおり、町における早期健全化基準であり、この4指

標のうち1つでも数値が超えますと早期健全化団体となり、財政健全化計画を策定し、議会の議決を得ることが義務づけられるとともに、計画策定年度のみ個別外部監査が強制適用されます。町におきましては4指標のいずれも基準値以下となっており、健全な状況が保たれております。

なお、冒頭申し上げました報告第2号附属資料、奥多摩町健全化判断比率の推移をご覧ください。こちらは折れ線グラフの附属資料となりますが、議案書と別にタブレット端末上に添付をさせていただいてございます。この資料につきましては、4指標の推移状況をグラフにより示しております。縦軸は比率、横軸は決算年度を示しており、年度によっては若干の増減もございますが、堅調な推移が見て取れます。

以上で、報告第2号 令和6年度決算における奥多摩町健全化判断比率の報告についてのご説明を終わらせていただきます。

次に、タブレット端末、報告第3号をご覧くださいと存じます。令和6年度決算における奥多摩町資金不足比率の報告についてをご説明させていただきます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づきご報告するものでございます。資金不足比率は、公立病院や下水道などの公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の悪化の度合いを示すものです。公営企業は、独立採算の原則により必要な費用を自身の料金収入によって賄わなければなりませんので、公営企業会計の赤字や借金が大きくなって一般会計に大きな影響を及ぼさないよう個々の収支を事前にチェックしております。

次のページをお願いいたします。令和6年度決算における奥多摩町資金不足比率報告書をご覧ください。この表は、病院事業会計、下水道事業会計の順に記載してございますが、資金不足比率につきましては、公営企業会計における資金が不足しているのか、足りているのかを判断する指標であります。

資金不足比率の内容につきましては、それぞれの会計における流動資産から流動負債を差し引いた額がマイナスになりますと資金不足ということで、計算式により利率計算を行った上で表上に記載いたしますが、資金が足りているプラスの場合は比率の表示は行わず、バー表示の記載をすることとなっております。バー表示下段の括弧書きに20.0%と表記しているものが早期健全化基準で、この基準を超えた場合には早期健全化団体と同様に経営健全化計画の策定、個別外部監査等が求められます。当町における公営企業等2会計の令和6年度決算における流動資産から流動負債を差し引いた額は、病院事業会計がプラス3億7,604万5,000円、下水道会計がプラス6,690万6,000円と、いずれも会計の資金

不足の状況にはなっていないことからバー表示の記載となっております。

以上で、報告第2号 令和6年度決算における奥多摩町健全化判断比率の報告について及び報告第3号 令和6年度決算における奥多摩町資金不足比率の報告についてのご説明を終わります。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、報告は終わりましたが、令和6年度の各会計決算並びに健全化判断比率、資金不足比率については、それぞれ監査委員の審査に付され、お手元にその審査意見書の写しが配布されております。

本日は、松永代表監査委員にご出席いただいておりますので、審査の経過及び結果についてご報告をお願いしたいと思います。松永代表監査委員。

〔代表監査委員 松永健太郎君 登壇〕

○代表監査委員（松永健太郎君） 皆様、こんにちは。只今決算審査報告並びに財政の健全化に関する審査報告のご指名をいただきました奥多摩町代表監査委員の松永でございます。

本日は、これまで実施した例月出納検査、そして、決算審査等を踏まえ、お時間をいただきまして、ご報告申し上げたいと思います。

まず決算審査の結果につきましてご報告申し上げます。それでは、タブレットの一般会計等決算審査意見書をご覧ください。

地方自治法の規定により審査の対象となりましたのは、令和6年度の奥多摩町における次の会計の歳入歳出決算で、一般会計、都民の森管理運営事業特別会計、山のふるさと村管理運営事業特別会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、下水道事業会計、奥多摩町国民健康保険病院事業会計の8会計でございます。

審査実施日は、令和7年7月24日、28日、31日、8月1日、8月18日の5日間で、審査実施者は、高橋邦男監査委員と私、松永でございます。

審査手順につきましては、報告書に記載のとおりでございますが、令和6年度の全ての事務事業について決算審査を行い、各課長及び係長から所管事務事業のうち、主たる事業の必要性、有効性について意見聴取を行いました。

次に、審査結果ですが、令和6年度の奥多摩町における全8会計の決算書類は関係法令に準じて作成されており、関係帳簿及び会計伝票並びに証票類とも照合の結果、決算の計数に誤りはなく、預金残高とも符合し、基金の運用状況及び予算の執行も適正かつ正確であり、歳入歳出とも妥当であったことを認めます。

次に、審査概要ですが、お手元の審査意見書2ページの6、審査概要の（1）一般会計

から5ページの(9)基金の状況までにそれぞれの会計における状況と内容について記載してありますので、恐れ入りますが、詳しい説明は割愛させていただきます。

なお、個々の会計への審査意見につきましても6ページから9ページに記載してあります。

また、財政の健全化に関する法律に係る審査につきましても健全化判断比率、資金不足比率ともに良好でありました。詳細につきましてはご参照いただくこととし、本日はこれまで実施した例月出納検査、そして、決算審査等を踏まえ、総括意見を述べさせていただきます。お手元の審査意見書9ページから総括として記載してありますので、ご参照いただきたいと存じます。

奥多摩町において令和6年度は、第5期奥多摩町長期総合計画の最終年度として、それら施策を実現すべく事務事業を適正に行い、かつ第6期奥多摩町長期総合計画の策定に当たり検証及び総括の年度として非常に重要な位置づけとなる年度でございました。

令和6年度決算における一般会計の歳入は72億1,955万6,000円であり、歳出は69億9,362万4,000円で、差引残高は2億2,593万2,000円となりました。一般会計の歳入内訳に着目いたしますと、自主財源の大部分を占める町税は6億5,012万6,000円で、歳入総額に占める割合は9.0%となっており、町税は前年と比較しても1,247万5,000円の減額となり、依然として地方交付税や都支出金に大きく依存せざるを得ない状態となっております。

歳出は上記のとおり69億9,362万4,000円であり、執行率は96.5%と計画どおりに令和6年度の予算が執行されたということができます。

奥多摩町の活力の源となる人口におきましては、令和6年度末現在4,462人であり、前年度と比較すると114人の減少が見られました。年少人口におきましても令和6年度末現在304人であり、前年度と比較いたしますと15人の減少が見られます。従来からの課題となっておりますが、依然として人口減少と少子高齢化の傾向が続いております。

奥多摩町の発展に資するべき町民の減少により労働力及び生産力の不足並びに町内需要の減少、そして、それらが結果としてもたらすことであろう奥多摩町の活力と税収の減少という課題が更に深刻化するものと思われます。

病院事業会計におきましても事業収益4億9,615万3,000円で、事業費用が5億2,802万6,000円で、当年度純損失が3,187万3,000円と赤字経営となっております。入院患者数は回復傾向にあり増収となりましたが、物価高騰による材料費等の支出増加がそれ以上に影響してしまっております。稼働率の更なる向上及び費用の見直し等引き続き行い、こ

これらの収支状況を脱却し、経営の健全化を図っていくべきものであると考えます。

令和6年度では前年以前に引き続き、自主財源の少なさや人口減少と少子高齢化、その他のマイナス面が散見されますが、「人 森林 清流 おくたま魅力発信！」～住みたい住み続けたい みんなが支える癒やしのまち奥多摩～をキャッチフレーズとして各分野で施策が展開され、町職員の発想、そして、それらを実現しようとする努力によりプラスの面がより多くあると思われます。

令和6年度ではアフターコロナとなった令和5年度に引き続き、奥多摩町納涼花火大会や奥多摩セラピーウオーク、オータムウオークが開催され、中でも第47回奥多摩町納涼花火大会では約1万人の来訪者があったことが記録されております。

その他、バテレ合同会社の新工場で行われた奥多摩ビールフェス、その他のイベントも同様に盛大に開催されました。また、多摩大学との連携事業として多機能型地域活性化拠点AUBAでカフェ事業がスタートし、更には令和5年度から始まった沿線まるごと株式会社の事業拠点S a t o l o g u e のレストラン棟及びサウナ棟に加え、宿泊棟が新たに開業されました。これらのイベントや事業を上手に生かして奥多摩町の魅力を存分に発信し、奥多摩町の今後の活性化に繋げていただきたいと思います。

奥多摩町の魅力発信から更なる観光客の増加が見込まれることとなり、それらが結果としてもたらす観光ごみの問題についても懸念事項として挙げられます。

ただし、それらに対してはドローンによる啓発活動や従来からの観光客専用ごみ袋の有料販売等で抜かりなく準備は整っているものと思われます。

少子化・定住化対策事業では、令和7年3月31日現在における奥多摩町の人口4,462人のうち定住対策関係人口は557人で、総人口の12.5%にもなり、年少人口に至っては304人のうち169人、実に55.6%が定住対策関係人口であり、町職員の努力がしっかりと成果を生み出しているものと思われます。引き続き定住化対策事業によりさらなる増加を期待いたします。

農林水産業では、獣害対策等の難しい面もあると思いますが、障害を乗り越えて獣害に強い畑づくりの推進をお願いします。

奥多摩町の農産物の中でブランド化されるべき治助芋の令和6年度の生産量については500kgとなり、前年度の408kgを大きく上回ったことにつきまして農林水産系の町職員の尽力を評価いたします。そして、また来年度以降もそのブランド化のために引き続き注力をお願いいたします。

また、各地で出没し、世間を騒がせているツキノワグマ対策にもより一層の対策を講じ

る必要があるものと思われます。

令和6年度以降も起債償還、老朽化施設や設備の修繕、道路や橋梁等のインフラ、災害防除事業、遊休施設の解体事業、新庁舎の建設等、多額の資金が必要であると見込まれます。それらの支出に対しても優先順位をしっかりとつけて、見直しや再構築も視野に入れた適切な財政運営をお願いいたします。

以上、奥多摩町の課題である少子高齢化及び人口減少並びに財政等の観点から総括させていただきましたが、細かな支出面についても例月出納検査を通じて事務処理方法、各支出における妥当性の評価、事故防止等の観点から引き続き監査を行ってまいります。

最後に、理事者及び管理職の皆様、そして、奥多摩町のため、更には奥多摩町に住まわれている全ての方たちのために、よりよい行政サービスを提供するため、現場で一生懸命働かれている奥多摩町職員皆様のご尽力に感謝申し上げます。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、松永代表監査委員の報告は終わりました。松永代表監査委員、大変ありがとうございました。併せて議会選出の高橋監査委員についても大変ご苦労さまでした。

お諮りします。只今上程の認定第1号から認定第8号までについては、議長及び議会選出監査委員である高橋議員を除く委員8名で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託し、審査することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 異議なしと認めます。よって、本件については、決算特別委員会を設置し、これに付託し、審査することに決定いたしました。

ここで決算特別委員会委員長の互選のため暫時休憩とします。休憩中に決算特別委員会の正副委員長の選出を行い、ご報告をお願いしたいと思います。

午前11時47分休憩

午前11時49分再開

○議長（小峰 陽一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に、決算特別委員会の正副委員長の選出が行われましたので、その結果を事務局長より報告させます。事務局長。

○議会事務局長（原島 保君） 休憩中に決算特別委員会の正副委員長の選出が行われましたので、その結果についてご報告いたします。

決算特別委員長には3番、森田紀子議員が選出されました。同じく副委員長には4番、

相田恵美子議員が選出されました。

以上のとおりでございます。

報告を終わります。

○議長（小峰 陽一君） 以上のとおり決算特別委員会委員長は3番、森田紀子議員、副委員長は4番、相田恵美子議員に決定しました。会期中に審査が終了するようお願いしたいと思います。

お諮りします。会議の途中でありますが、ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） ご異議なしと認めます。よって、午後1時から再開します。

午前11時51分休憩

午後1時00分再開

○議長（小峰 陽一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、日程第20 報告第4号 奥多摩教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価（令和6年度分）の報告について報告を求めます。教育課長。

〔教育課長 清水 俊雄君 登壇〕

○教育課長（清水 俊雄君） タブレット端末の報告第4号をご覧ください。報告第4号 奥多摩町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価（令和6年度分）の報告についてご説明いたします。

この報告は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、奥多摩町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価を議会へ報告するものでございます。

それでは、報告書のページに沿ってご説明いたしますので、お願いいたします。

はじめに、報告書の1ページをご覧ください。第1の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施について、第2の施策及び事務事業の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針についてにつきましては、この報告書を作成するに至った経緯、点検及び評価についての目的や実施方法につきまして1ページから2ページに掲載しております。

次に、3ページをお開きください。第3につきましては、奥多摩町教育委員会の令和6年度活動状況についての報告で、教育委員会定例会の会議内容、学校行事、外部への視察等の活動内容につきまして3ページから6ページに掲載しております。

次に、7 ページをお開きください。第4 といたしまして、教育委員会が令和6 年度に取り組みました教育行政の基本となる教育目標及びこの目標を達成するための5 つの基本方針を7 ページから8 ページに掲載しております。

次に、第5 といたしまして第4 で掲げました5 つの基本方針に基づき取組みました教育施策としての24 の重点項目をそれぞれ基本方針ごとに9 ページにかけて掲載しております。

次に、10 ページをお開きください。第6 といたしまして、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の令和6 年度点検及び評価を10 ページから27 ページに掲載しており、第5 で定めました24 の重点項目ごとに各分野で取り組みました具体的な事務事業について点検し、自己評価しております。

次に、28 ページをお開きください。第7 といたしまして、点検、評価に関する点検評価有識者からの意見を28 ページから33 ページに掲載しております。

それでは、ページをお戻りいただきまして2 ページをお開きください。評価基準につきましては下段の別表に記載しております。それぞれの施策、事務事業ごとに点検結果について記号を用いて評価しております。二重丸は、事務事業の取組が順調に行われている、丸は、概ね順調である、三角は順調でない、バツは順調でないという評価でございます。その点検結果の右側にはそれぞれの事務事業についての取組概要等を記載しております。

次に、10 ページをお開きください。この表では基本方針1 の重点項目1 につきまして評価しております。表中の最初の施策・事業名、人権教育の推進と教員の意識の向上につきましては、点検結果といたしまして、丸の概ね順調に実施している、次の社会体験、自然体験の推進につきましては、二重丸の順調に実施しているという自己点検結果となっております。以降27 ページまでそれぞれの基本方針で定める重点項目に沿って実施した施策・事業名につきまして同様に評価しておりますので、後程ご覧いただければと思います。

なお、今回の点検評価につきましては、令和6 年度に実施した事業について令和6 年度末であります令和7 年3 月の状況で評価しております。

次に、28 ページをご覧ください。教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26 条第2 項の規定により、毎年その権限に属する事務の執行状況につきまして自ら点検及び評価を行い、これを教育に関し学識経験を有する方の意見を聞くことが義務づけられております。その意見聴取の結果でございます。

今回は、点検評価委員といたしまして、元教育委員であります大澤美和子氏と自治会連合会会長の加藤竜也氏のお2 人をお願いいたしました。意見聴取をしている中で、教育委員会の事務事業の執行につきまして様々なご意見を頂戴いたしましたので、その内容につ

いて掲載させていただいております。

全体的な評価といたしましては、学校関係者、事務局職員の不断努力により、施策・事務事業が計画に沿って目標どおり概ね順調に取り組ができたと評価できる。31年ぶりに開催された郷土芸能祭では、町民が歴史と伝統文化を再認識するイベントとして大成功と感じた。自己点検結果については妥当な評価がされていると思える。一部で成果が上がっていない施策事業は、町の現状から実現が難しいことではあるが、事業を進めていくには多くの時間と地域住民の理解や協力、関係団体等からの支援が必要と感じる。今後、施策事業の課題や問題点をしっかりと見極め、内容の見直し等を行い、円滑な事業展開に反映してもらいたいというものでありました。

次に、項目別意見といたしまして主なものを紹介いたします。基本方針1の2つ目、社会体験、自然体験の推進では、奥多摩町の特産物、自然を生かした体験、郷土・伝統文化を教材に主体的に児童・生徒に学習させることは、次世代を担う子どもたちにとって有効な取組である。いつまでも郷土を思う、愛する児童・生徒の育成の取組を継続していただきたい。

次に、30ページをお開きください。基本方針2、3つ目、ICT機器を活用した授業づくりの推進では、タブレット端末の導入によって授業の進め方が大きく変わったと感じている。その中で、児童・生徒はICT環境になじんでおり、設備を効果的に活用することで学習意欲も高まってきていると感じられる。電子黒板を使つての授業を拝見したところ、先生方が児童・生徒と会話を交えながらうまく活用していると感じました。

次に、32ページをお開きください。基本方針3の3つ目、移動図書館車の運行では、月2回の巡回を楽しみにしている住民の方もおります。大変ですが、活動の継続をお願いします。

基本方針4の2つ目、保育園と小学校の連携強化では、年長保育園児の引継ぎを丁寧に行い、小学校教育へスムーズな移行のための連携はよい取組と思われる。

次に、33ページをお開きください。基本方針5、2つ目の伝統文化の継承、活用、団体の育成及び支援では、伝統文化の継承は、過疎化、高齢化及び若者の町外流出など課題解決が難しい要素である。子どもたちへの伝統文化への関わりは、教育委員会や学校側の努力で続いている。地域で伝統芸能を絶やさぬように創意工夫していくしかない。また、他地域から転入された方にも伝統文化に興味を持ってもらえるよう若者にも加入してもらえるような取組をすべきと感じます。

以上、令和6年度教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価の

概要につきましてご報告いたしました。

教育委員会では、この報告書を図書館等の施設で公表し、住民皆様からも広くご意見をいただき、点検評価委員から頂戴したご意見とともに、これからの教育行政の適正な事務の管理と執行に生かしていきたいと考えております。

以上で、報告第4号 奥多摩町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価（令和6年度分）の報告についての説明を終わります。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、報告は終わりました。

次に、日程第21 議案第44号 奥多摩町教育委員会教育長の任命の同意を求めることについてを議題とします。

ここで審議の対象となる教育長、野崎喜久美君には審議が終了するまで退席を求めます。

〔教育長 野崎喜久美君 退席〕

○議長（小峰 陽一君） これより提案理由の説明を求めます。総務課長。

〔総務課長 山宮 忠仁君 登壇〕

○総務課長（山宮 忠仁君） タブレット端末の議案第44号をご覧ください。議案第44号 奥多摩町教育委員会教育長の任命の同意を求めることについて提案のご説明を申し上げます。

下記の者を教育委員会教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

住所でございますが、東京都西多摩郡奥多摩町川野 66 番地 3、氏名、野崎喜久美、生年月日、昭和 36 年 10 月 3 日生まれでございます。

理由でございますが、教育委員会教育長、野崎喜久美氏が令和 7 年 9 月 30 日をもって任期満了となるので、その後任として野崎喜久美氏を教育委員会教育長として任命いたしたく、議会のご同意を求めるものでございます。

次の 2 ページの略歴書をご覧ください。野崎喜久美氏の学歴、職歴及び公職歴等につきましては略歴書のとおりでございますが、3 ページをご覧ください、これまでに羽村市教育委員会教育委員長並びに山梨県丹波山村教育委員会教育委員長等を歴任し、令和 4 年 10 月 1 日からは奥多摩町教育委員会教育長を務められており、人格が高潔で教育行政に関し識見と経験を有し、教育委員会教育長として適任でございますので、引き続き任命いたしたく、議会のご同意をお願いするものでございます。

以上で、議案第 44 号の説明を終わらせていただきます。ご審議をいただき、ご同意を

賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、説明は終わりました。

これより只今上程の議案第 44 号の質疑を行います。質疑はありませんか。4 番、相田議員。

○4 番（相田恵美子君） 4 番、相田です。

議案第 44 号、教育長の任命の同意を求めるについて質問をさせていただきます。

野崎教育長の任命は、奥多摩町ではじめての女性の理事者の登用となった大変画期的な人事であったと思います。同時に、懸念されたこともあったと思われますが、保護者の方からは教育長を評価する声が寄せられております。

イベントのときにいつも顔を出してくれる、特に子どもたちの名前を覚えてくれて声をかけてもらった等のポジティブな意見が多く、私に会うと、「教育長って、はじめて知ったわ、これまで教育長という存在を知ることはなかったけれども、教育長のほうから話をしてくれるの」という声が多数寄せられております。

教育長という立場を身近に接することで、住民の方々が町の教育に興味を持ち、町政に関心を持つきっかけになっているかと思います。いずれにしても奥多摩の教育に一石を投じた人事であることは間違いありません。

町長に伺います。今後、町長として再任命される野崎教育長にどのような期待をされますか。

○議長（小峰 陽一君） 師岡町長。

○町長（師岡 伸公君） 教育現場はもとより、我々三役としての役目、それから一人の職員としてもこれから様々な場面で活躍してほしいと思い、今回任命をさせていただきたいというふうに思いました。

具体的に何かと言うと 30 分かっちゃいますので、省略いたしますけれども、今、相田議員さんがおっしゃったような実績をこれからももっともっと子どもたちのために、学校教育現場に展開していただきたいと私は思っています。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 44 号の質疑を終結します。

次に、只今上程の議案第 44 号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これ

にご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

なお、採決は無記名投票により行います。

議場を閉鎖します。

（議場閉鎖）

○議長（小峰 陽一君） 只今の出席議員は9名であります。

次に、開票立会人を指名します。会議規則第30条第2項の規定により開票立会人に6番、澤本幹男議員、8番、宮野亨議員を指名します。

投票用紙を配布させます。

投票用紙の配布漏れはありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（小峰 陽一君） 異常なしと認めます。

只今から投票を行います。日程第21議案第44号、野崎喜久美君を奥多摩町教育委員会教育長に任命することについて、これに同意することを可とする議員は賛成に、否とする議員は反対を表し、投票箱に投票をお願いします。

それでは、1番、榎戸雄一議員から順次投票をお願いします。

（投票）

○議長（小峰 陽一君） 投票漏れはありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 投票漏れなしと認め、投票を終わります。

続いて、開票を行います。6番、澤本幹男議員、8番、宮野亨議員に立会いをお願いいたします。

（事務局開票作業）

○議長（小峰 陽一君） 投票結果を報告します。投票総数9票。有効投票数9票、無効投票0。有効投票数中、賛成票9、反対票0。

以上のとおり賛成が多数であります。よって、奥多摩町教育委員会教育長に野崎喜久美君を任命することについては、これを同意することに決定しました。

ここで退席している野崎喜久美君に着席を求めます。

〔教育長 野崎喜久美君 着席〕

○議長（小峰 陽一君） 次に、日程第 22 議案第 45 号 奥多摩町教育委員会委員の任命の同意を求めることについてを議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。総務課長。

〔総務課長 山宮 忠仁君 登壇〕

○総務課長（山宮 忠仁君） タブレット端末の議案第 45 号をご覧ください。議案第 45 号 奥多摩町教育委員会委員の任命の同意を求めることについて提案のご説明を申し上げます。

下記の者を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

住所でございますが、東京都西多摩郡奥多摩町氷川 1,422 番地、氏名、原島幹典、生年月日、昭和 32 年 10 月 31 日生まれでございます。

理由でございますが、教育委員会委員、原島幹典氏が令和 7 年 9 月 30 日をもって任期満了となるので、その後任として原島幹典氏を教育委員会委員として任命いたしたく、議会のご同意を求めるものでございます。

次の 2 ページの略歴書をご覧ください。只今申し上げました原島幹典氏の学歴、職歴及び経歴等につきましては略歴書のとおりでございますが、学歴は、昭和 59 年 3 月、東京農業大学農学部林学科を卒業し、職歴では、平成 30 年 4 月 1 日から東京農業大学奥多摩演習林臨時職員として勤めており現在に至っております。経歴では、平成 9 年 12 月 1 日から平成 17 年 3 月 31 日までの間、奥多摩町農業委員を、平成 31 年 3 月 6 日からは前任者の残任期間を受け、教育委員会委員を、また、令和 5 年 2 月 27 日からは教育委員会教育長職務代理者として務められております。

以上ご説明いたしましたとおり、原島幹典氏は人格が高潔で、教育に関して識見を有しており、教育委員会委員として適任でございますので、引き続き任命いたしたく、議会のご同意をお願いするものでございます。

以上で、議案第 45 号の説明を終わらせていただきます。ご審議をいただき、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、説明は終わりました。

これより只今上程の議案第 45 号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 45 号の質疑を終結します。

次に、只今上程の議案第 45 号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 異議なしと認めます。よって、これより採決します。

なお、採決は無記名投票により行います。

議場を閉鎖します。

（議場閉鎖）

○議長（小峰 陽一君） 只今の出席委員は 9 名であります。

次に、開票立会人を指名します。会議規則第 30 条第 2 項の規定により開票立会人に 9 番、高橋邦男議員、10 番、原島幸次議員を指名します。

投票用紙を配布させます。

投票用紙の配布漏れはありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（小峰 陽一君） 異常なしと認めます。

只今から投票を行います。日程第 22 議案第 45 号、原島幹典君を奥多摩町教育委員会委員に任命することについて、これに同意することを可とする議員は賛成に、否とする議員は反対を表し、投票箱に投票をお願いします。

それでは、1 番、榎戸雄一議員から順次投票をお願いします。

（投票）

○議長（小峰 陽一君） 投票漏れはありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 投票漏れなしと認め、投票を終わります。

続いて、開票を行います。9 番、高橋邦男議員、10 番、原島幸次議員に立会いをお願いします。

（事務局開票作業）

○議長（小峰 陽一君） それでは、投票の結果を報告します。投票総数 9 票。有効投票 9 票、無効投票 0。有効投票中、賛成票 9 票、反対 0 票。

以上のとおり賛成が多数であります。よって、奥多摩町教育委員会委員に原島幹典君を任命することについては、これを同意することに決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

なお、本会議 2 日目は、明日 9 月 3 日午前 10 時より開議しますので、ご承知おきください。

本日は、これにて散会いたします。大変ご苦勞さまでした。

午後 1 時 35 分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

奥多摩町議会議長

奥多摩町議会議員

奥多摩町議会議員